

山田町 指定緊急避難場所一覧

【指定緊急避難場所】

指定緊急避難場所は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。

《表の見方》

○：対象の災害発生時等に指定緊急避難場所となる施設又は場所

×：対象の災害発生時等に指定緊急避難場所に指定しない（基準を満たさない）施設又は場所

令和6年4月1日

地区	指定緊急避難場所	津波・高潮		地震	洪水・ 内水氾濫	土砂災害	大規模 火災
		大津波 警報	警報・ 注意報				
大沢	神倉（旧浜川目仮設住宅跡地奥）	○	○	×	×	×	×
	切通し	○	○	×	×	×	×
	大沢林道	○	○	×	×	×	×
	大沢ふるさとセンター	○	○	×	○	×	×
	八幡宮	○	○	×	○	×	×
	旧大沢小学校	○	○	○	○	○	○
	はしば	○	○	×	×	×	×
	魚賀波間神社	○	○	×	○	×	×
	荷捌所（大沢地区）	×	×	×	×	○	×
	大沢川向コミュニティセンター	○	○	○	○	×	×
	袴田防災センター	○	○	×	○	×	×
	県道重茂半島線（浜川目高所部）	○	○	×	×	×	×
	大沢公園	○	○	×	○	×	○
山田	三陸沿岸道路（山田IC付近）	×	○	×	×	×	×
	三陸沿岸道路（関谷高架橋付近）	○	○	×	×	×	×
	旧山田北小学校	×	○	○	○	○	○
	善慶寺	○	○	×	○	×	×
	お寺山	○	○	×	○	×	○
	後楽墓地	×	○	×	×	×	○
	町道細浦・柳沢線（トンネル付近）	○	○	×	×	×	○
	龍昌寺	×	○	×	○	×	×
	中央公民館	×	○	○	○	○	×
	中央コミュニティセンター	×	○	○	○	×	×
	保健センター	×	○	○	○	○	×
	八幡宮	○	○	×	○	×	×
	旧山田病院	×	○	×	○	○	×
	おぐら山	×	○	×	×	×	○
	わんぱく公園	×	○	×	×	×	○
	ちびっこ公園	×	○	×	×	×	○
	山田小学校	○	○	○	○	○	○
	旧さくら幼稚園	○	○	○	○	○	×
	町道山田中学校北側線（高所部）	○	○	×	×	×	○
	伝作裏山	○	○	×	×	×	×
	山田魚市場	×	×	×	×	○	×
	荷捌所（山田地区）	×	×	×	×	○	×
	山田町まちなか交流センター（屋上）	○	○	○	○	○	○
町営柳沢第1団地C棟（4階）	○	○	×	○	×	×	
旧山田北小裏山	○	○	×	○	×	×	
クリエイティブアやまだ隣接地	○	○	×	×	×	×	

山田町 指定緊急避難場所一覧

令和6年4月1日

地区	指定緊急避難場所	津波・高潮		地震	洪水・ 内水氾濫	土砂災害	大規模 火災
		大津波 警報	警報・ 注意報				
織笠	山田中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○
	山田中学校	○	○	○	○	○	○
	織笠保育園	○	○	×	○	×	×
	織笠コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○
	県立山田高等学校	○	○	○	○	○	○
	旧轟木小学校	○	○	○	○	○	○
	三陸沿岸道路（草木地区）	○	○	×	×	×	×
船越	長林コミュニティセンター	○	○	○	○	○	×
	船越防災センター	○	○	○	○	○	×
	船越保育園	○	○	×	○	×	×
	山の内生活改善センター	×	○	×	○	×	×
	船越家族旅行村多目的広場	○	○	○	×	×	○
	ふれあいパーク山田	○	○	○	○	×	×
田の浜	山田町B&G海洋センター	×	○	×	○	○	○
	船越小学校	○	○	○	○	○	○
	八幡宮	○	○	×	○	×	×
	田の浜コミュニティセンター	○	○	○	○	×	×
	瑞然寺	×	○	×	○	×	×
	船越湾漁協事務所	×	×	×	×	○	×
	船越湾魚市場	×	×	×	×	○	×
	町道浦の浜・田の浜線 （船越第8団地付近）	○	○	○	○	○	×
大浦	霞露嶽神社	○	○	×	○	×	×
	秀全堂	○	○	×	○	×	×
	町道大浦5号線 （大浦漁村センターから高所部）	○	○	×	×	×	×
	大浦漁村センター	×	○	○	○	×	×
	旧大浦小学校	○	○	○	○	○	○
	荷捌所（大浦地区）	×	×	×	×	○	×
	小谷鳥コミュニティセンター	○	○	○	○	○	×
	大浦高台漁村緑地広場	○	○	×	×	×	×
豊間根	豊間根小学校	○	○	○	○	○	○
	旧荒川小学校	○	○	○	○	×	○
	荒川農業構造改善センター	○	○	○	○	×	×
	旧わかば幼稚園	○	○	×	○	○	○
	旧豊間根中学校	○	○	○	×	○	○
	田名部林業担い手センター	○	○	○	○	○	×

【留意事項】

- 1 指定緊急避難場所は、災害の種別によって、避難する場所が異なります。
- 2 「地区」は、その指定緊急避難場所がある地区です。指定緊急避難場所は、その地区にお住まいの方以外の誰でも避難することができます。最寄りの指定緊急避難場所などへ避難してください。
- 3 大雨などにより外出することがかえって危険になる場合は、自宅内の一番安全な部屋や近くの安全な場所にある知人の家への移動など、身を守るために必要な行動をするようにしてください。
- 4 洪水、津波といった身の危険が差し迫っているときは、指定緊急避難場所や指定避難所に限らず、近くの高台や建物の高層階など、安全な場所に避難してください。